

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.052

処 分 名	分別解体等に係る必要な措置の命令
処 分 の 概 要	対象工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるとき、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 15 条
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(命令)

第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針（第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針）を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋